

# 赤ちゃんが生まれました 🐣

## 手続きについて

### 1. 出生届 問合せ/戸籍住民課(市役所・048-464-1111)

赤ちゃんが生まれた日を含めて14日以内に名前を決めて届け出をしましょう。

- 届出窓口 戸籍住民課(市役所1階)
- 必要なもの 出生届(出生証明があるもの)・印鑑・母子健康手帳

### 2. 乳幼児医療費・子ども医療費の助成制度 問合せ/こども福祉課(市役所・048-464-1111)

和光市では、乳幼児・小中学生の保健の向上と福祉の増進を図るために、乳幼児医療費助成制度(6歳到達後の年度末まで)と子ども医療費助成制度(15歳到達後の年度末まで。受給要件あり)を実施しています。お子さんが病気やけがで保険診療を受けたときの自己負担を助成するものです。和光・朝霞・志木・新座各市内の医療機関等では受給資格証を提示すれば、通院分のみ窓口での支払いはありません。入院分や和光・朝霞・志木・新座各市以外の医療機関等で保険診療を受けた場合は、いったん窓口で支払いをしていただき、後日申請することにより、医療機関等に支払った金額が指定口座に振り込まれます。

- 登録窓口 こども福祉課(市役所1階)
- 登録期限 出生・転入の15日以内(15日経過後は、申請日から助成対象)

### 3. 児童手当 問合せ/こども福祉課(市役所・048-464-1111)

児童手当とは、中学校修了前(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)のお子さんを養育している方に支給されるものです。申請のあった翌月から支給されます。さかのぼっての請求はできません。公務員(一部を除く)の方は勤務先で申請してください。また、主たる生計者が単身赴任等によって子どもと別居しているときは、主たる生計者の住民票がある市区町村で申請してください。6月、10月、2月にそれぞれ前月分までを振込みます。

- 申請窓口 こども福祉課(和光市役所1階)
- 申請期限 出生日・前住所地での転出予定日から15日以内に提出

### 4. こんにちは赤ちゃん訪問 問合せ/保健センター(048-465-0311)

生後4ヶ月までの赤ちゃんとお母さん全員に「こんにちは赤ちゃん訪問」の事業を実施しています。お電話にてお母さんのご都合の良い日を調整し、助産師または保健師が伺います。乳児医療申請時に「こんにちは赤ちゃん訪問カード」を提出するか、「出生連絡票」(母子健康手帳に添付してあるはがき)をお出してください。出生連絡票をなくしてしまった方は電話でも受け付けています。

ママの幸せは赤ちゃんの幸せ、赤ちゃんの幸せは、みんなの幸せ  
赤ちゃんがお腹にいたことがわかったときから、  
愛情をたっぷりそそいで、子育てをしていけるような  
やさしい和光市でありたいと願います。  
わこう版ネウボラは、子ども子育て支援新制度の中での  
妊娠期・出産期の重要な地域包括支援システムの中の事業です。

和光市イメージ  
キャラクター  
わこうっち



\*妊娠・出産包括的支援モデル事業\*  
妊娠期からの切れ目のない支援

~わこう版~  
ネウボラ

平成26年10月から  
身近な子育て拠点で  
母子保健事業と子育て支援事業が  
融合し、妊娠期から就学前まで  
相談と支援ができるように  
なりました。

neuvola ネウボラとは…  
フィンランド語で「アドバイスの場」を意味する支援制度  
福祉先進国のフィンランドでは各地にネウボラという施設があり出産前の健診から  
子どもが学校に行くまでのすべての相談や支援をしています。

和光市